

岐阜青山ボーイズ規約

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本団体は岐阜青山ボーイズと称し、所在地を代表宅とする。

(目的)

第2条 岐阜青山ボーイズ(以下本団)は公益財団法人日本少年野球連盟(以下連盟)の岐阜県支部(以下支部)に所属し、各々の目的に従い、野球を通して心身ともに健全な選手を育成することを目的とする非営利の任意団体とする。

(活動)

- 第3条
1. 本団は前条の目的を達成するために次の各号に掲げる活動を行う。
 - (1)練習と試合による野球の体得及び支援
 - (2)各種の野球大会への参加
 - (3)入団式、卒団式の開催
 - (4)連盟主催事業への参加
 - (5)社会貢献活動への参加
 - (6)その他、本団の目的達成に必要な活動
 2. 本団の活動場所は青山グラウンド及びその他施設。
 3. 本団の活動日は、原則として土曜日、日曜日、祝祭日とするが、大会参加など必要に応じ、平日も活動する場合がある。

第 2 章 団 員 等

(構成)

第4条 本団は、団員、団員の保護者(以下保護者)代表、監督、コーチ等の指導者(以下指導者)及び本団の趣旨に賛同したのもをもって構成する。

(団員資格)

第5条 本団に加入する資格は、公益財団法人日本少年野球連盟に登録し、スポーツ保険に加入できる中学生であって、本団の活動趣旨及び本規約に賛同する保護者の同意が得られた選手とする。

(入団及び退団)

- 第6条
1. 本団への加入登録は、保護者より申し込まれる本団所定の様式にてこれを行い役員の承認のときより団員として認める。
 2. 加入登録期間は加入の申し込みを受けたその日から年度末(3月31日)までとし毎年年度ごとの更新とする。ただし特段の申し出が無い限り、その更新は自動で行われる。
 3. 団員が卒団以外で退団する場合、当該団員保護者が本団代表へ申し出を行う。
 4. 団員及び保護者が本団の活動に反する行為を行った場合には、第7条の定める役員の協議により退団または休団処分を求める場合がある。

第 3 章 役員

(役員構成)

第7条 1. 本団には次に掲げる役員を置く。なお、役員は兼任を可能とする。

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 会長(代表経験者) | 1名 |
| (2) 代表 | 1名 |
| (3) 副代表 | 若干名 |
| (4) 監督 | 1名 |
| (5) コーチ | 若干名 |
| (6) 保護者代表 | 1名 |
| (7) 事務局 | 1名 |
| (8) 会計(保護者) | 1名 |
| (9) 監査 | 若干名 |
| (10) 顧問 | 若干名 |
| (11) その他必要と思われる担当役員 | |

2. 代表、副代表、監督、コーチは連盟に登録あるものとする。

(役員選任)

第8条 役員は本人の了承が得られた場合、総会の承認を持って選任する。

(役員任務)

第9条 各役員は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 会長は代表と緊密に打合せし、チームを発展向上させる。
- (2) 代表は本団を代表し、団務を統括する。
- (3) 副代表は、代表を補佐し、代表の職務を補佐及び代行する。
- (4) 監督は、コーチとともに団員を指導し、指導及び試合運営における専務を持ち全権を有する。
- (5) コーチは、監督を補佐し、団員を指導するとともに、チーム目標達成のために意見具申を行う。また監督不在の場合は監督代行を努める。
- (6) 保護者代表は保護者会の会長として、保護者活動を統括するとともに、保護者との意思疎通を図り、健全なチーム運営を支える。
- (7) 事務局は、連盟、他チーム及び他団体との連絡、大会参加等の手続き、スケジュール調整等、チーム活動が円滑に運営される業務を行う。
- (8) 会計は、団費を徴収し、本団の活動に必要な一切の収入支出を管理する。
- (9) 監査は、会計を監査する。

(役員任期)

第10条 1. 役員は、当年度総会から次年度総会までの1年間とする。ただし再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じたときは、それを補充する。ただし、その任期は前任者の残留期間とする。

第 4 章 保護者の活動

(保護者の活動)

- 第11条 保護者は、団員の健全な育成のために保護者会を構成し、第3条の活動を支援するため、次の各号に掲げる活動を行う。
- (1)活動場所の管理支援
 - (2)活動時の管理支援
 - (3)練習・練習試合・大会の運営支援
 - (4)交通支援
 - (5)親睦事業
 - (6)その他、第3条の活動を円滑に進めるために必要な活動

第5章 会議

(総会)

- 第12条 1. 総会は、第4条に定める全指導者及び全保護者により構成される本団の最高議決機関であり、定期総会は、原則として毎年9月に、臨時総会は役員が協議して必要と認めるとき開催する。
2. 総会の議長は、全保護者の中から指名された1名がこれにあたる。
3. 総会は本条第1項の構成員の過半数の出席をもって成立し、その議事は、出席者の過半数の意見をもって決定する。なお、構成員が特段の意見が無く欠席した場合は、付議事項について議長一任とし、その決定に異議無きものとみなす。

(定期総会の付議事項)

- 第13条 定期総会は、次の各号に掲げる事項を審議及び決定(承認)する。
- (1)前年度の活動報告及び会計報告
 - (2)新年度の役員を選任
 - (3)新年度の活動予定報告
 - (4)本規約及び付帯規定の改正または制定
 - (5)その他、本活動に関する重要事項

(保護者会総会)

- 第14条 1. 保護者会総会は全保護者により構成し、保護者による保護者会活動について必要かつ重要な事項を審議及び決定する。
2. 保護者会総会は、必要に応じて保護者代表が招集し開催する。
3. 保護者会総会の成立及び付議された事項の決定方法は、第12条3項を準用する。
4. 保護者会活動を推進する上で、緊急を要する事案については、保護者代表がミーティング等を開催し、審議および決定できるものとする。ただし、決定事項について、欠席者に周知しなければならない。

第6章 会計

(運営費)

- 第15条 1. 本団の運営に必要な支出(以下運営費)は、団員の納める運営協力金、賛助金企業及び個人からの寄付金、補助金、繰越金、その他の収入をもって充てる。
2. 運営費から支出できる経費は、本団活動に必要な経費とする。
3. 特別に資金用途を指定された助成金等がある場合については、特別会計として通常の活動費とは別に会計を行い明示する。

4. 緊急または特別な理由により支出のある場合は、役員の協議により支出を決定するものとする。なお当該経費を支出したとき、保護者全員に報告しなければならない。

(会計年度)

- 第16条 本団の会計年度は、毎年9月1日から8月31日とする。
ただし、連盟会計報告は1月1日から12月31日とする。

(決算)

- 第17条 本団の会計決算は、監査の認定を受け、総会の承認を得て成立する。

(会費)

- 第18条 1. 会費は、次の各号に掲げるとおりとする。なお会費は加入月より徴収する。
- (1) 運営協力金(月10,000円)
※兄弟で入団の場合は弟分は半額とする。(ただし兄が3年生8月まで)
 - (2) 入団金(10,000円)
※兄弟で入団の場合は弟分は半額とする。
 - (3) 全国大会出場祝い金は学年費に補填
2. 運営費に不足が生じたとき、または運営上特に必要と認めるときは、臨時総会または保護者会ミーティング等を開催して保護者に承認を取り、特別に臨時会費を徴収することができる。
3. 退団及び休団する場合、入会金の返却はしない。団費は在籍月、活動月までとし、前納分がある場合は返却する。

第7章 雑則

(傷害、事故等への対応)

- 第19条 1. 本団は、団員またその父及び指導者が活動中に発生した傷害・事故について本団の加入するスポーツ保険の請求手続き等、誠意をもって行うものとする。
ただし、保障される保険金の範囲外の請求等には一切関与しないものとする。
2. 団員の活動場所への移動・輸送については、各保護者の責任の下に行う。指導者または他の保護者の自家用車等による送迎や搬送時の事故については、本団は原則として責任を負わないものとし、各々当事者の加入による任意保険等により対応するものとする。
3. 本団の活動により、第4条に定める構成員以外の者に対し事故が起こった場合は役員等による「緊急対策会議」を開き、円滑な解決に向けた協議を行う。

(慶弔金・見舞金規程)

- 第20条 1. 本団の構成員及び本団に関わる団体・OB等に係る慶弔にあたっては、役員の協議により、特に必要と認められる場合は、本団の名称または本団保護者会の名称を用い、本団の運営費からの慶弔金・見舞金を支出することができる。
2. 慶弔金・見舞金の額は社会通念上の額とする。(下記表参)

	指導者	指導者妻	指導者子息	選手	選手父母
死亡	20,000円	10,000円	10,000円	20,000円	10,000円
入院	10,000円	5,000円	5,000円	10,000円	5,000円
結婚	20,000円		10,000円		10,000円

- ・但し入院については10日以上とする
 - ・卒団生在学の甲子園出場チーム(10,000円～30,000円)
 - ・甲子園出場(メンバー内のみ)卒団生(10,000円)
 - ・岐阜県支部関係者逝去(5,000円)
3. 慶弔金・見舞金を支出した場合は、その内容を保護者に報告する。

(個人情報)

- 第21条
1. 本団の構成員に関わる個人情報は、本団が運営・管理する上で業務に必要な構成員の個人情報を取得し、利用することができるものとする。
 2. 本団が保有する構成員及び退団した者の個人情報は、適正に管理し個人情報の漏洩防止に努めなければならない。
 3. 個人情報管理責任者は代表とする。
 4. 本団の構成員の個人情報利用の同意については、所定の様式にて行い利用可とする。

(指導者の交通費)

- 第22条 指導者の交通費は一律1ヵ月0円とする。(平成29年6月より)
 運営費の状況に応じて総会にて額を承認を得ることができる。
 ※父兄コーチに対する交通費は支払わないこととする

附則

1. この規約は2019年 月 日から施工する。
2. この規約に定めない事項で、総会の承認を要するものでないと判断されるときは、その都度役員により協議し決定できるものとする。